
 社会福祉協議会（社協“しゃきょう”）は、だれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域福祉を推進する民間団体です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い「緊急小口資金」の借入申込を希望される方へ

### 生活福祉資金「緊急小口資金」特例貸付 借入申込みにあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯です。
- 3 借入限度額は、一世帯につき、20万円以内とします。  
次に該当する場合は、20万円とし、その他の場合は10万円以内とします。
  - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者がいるとき
  - イ 世帯員の中に要介護者がいるとき
  - ウ 世帯員が4人以上いるとき
  - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園に通う子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
  - オ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
  - キ ア～カ以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- 4 一世帯につき借入上限額までの申込みが可能です。  
一世帯から複数回の申込みが確認され、借入上限額を超える場合は、借入上限額を超える貸付けを行わない、もしくは既に借入れた金額を即座に返金していただきます。  
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
- 5 今回の新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない理由での借入れはできません。
- 6 借入れ申込みにあたっては、世帯全員の住民票の原本（全部記載＝本籍、世帯主の記載のあるもの、マイナンバーなし）の提出が必要です。
- 7 本人による借入れ申込みであることを確認するため、必ず運転免許証や健康保険証などの身分を証明する書類のコピーの提出が必要です。このほか、本人名義の振込口座が確認できる預金通帳またはキャッシュカードのコピーの提出が必要です。
- 8 上記申込みに必要な書類の確認ができない場合や、住民票と身分証明書、申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。

 社会福祉協議会（社協“しゃきょう”）は、だれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域福祉を推進する民間団体です。

- 9 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認とします。貸付後、申請内容に虚偽が判明した場合は、貸付金の一括償還を求めます。
- 10 生活保護受給世帯の方は、申込みできません。生活費でお困りのことについては、生活保護の担当ケースワーカーにご相談ください。
- 11 申込み受付後、山梨県社会福祉協議会で貸付審査を行います。審査の結果、貸付けに至らない場合もありますので、ご承知おきください。なお、審査結果の通知は、貸付金の交付をもってかえさせていただきます（不承認の場合は書面で通知します）。
- 12 貸付金の交付方法は、指定口座への振込みとなります。交付は受付から5日程度を予定していますので、ご了承ください。
- 13 返済については、貸付後最大12か月までの据置（猶予）期間を設けることができます。償還（返済）は、月々分割払いにより据置期間終了後最大24か月以内の期間で設定していただきます。  
なお、貸付後、生活が落ち着き、本人の希望により返済開始前や返済中に早めの返済や一括返済をすることも可能ですので、その場合は山梨県社会福祉協議会までご相談ください。
- <参考> 返済期間24か月の場合の返済月額  
借入金額10万円の場合・・・月額4,160円（最終回は4,320円）  
借入金額20万円の場合・・・月額8,330円（最終回は8,410円）
- 14 無利子による貸付けですが、償還（返済）期間経過後は、残りの元金に対して年利3%の延滞利子が発生します。
- 15 資金を借受けた方は、借入れ期間中に住所や氏名の変更等があれば、速やかに山梨県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 16 借入申込みにあたって、山梨県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 17 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 生活支援課（資金担当）  
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階  
TEL 055-254-8610 / FAX 055-254-8614